

特別養護老人ホームの整備に当たっての留意事項

別紙4

1 設備基準関係

(1) 居室の開口部の確保について

条例第11条第4項第1項への規定により、居室については、床面積の1/4分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすることとされている。
この基準は、建築基準法上の基準とは異なる。
なお、従来型併設の場合は、静養室についても同様の基準あり。

(2) 3階以上に居室を設ける場合の内装について

条例第11条第6項第2号の規定により、3階以上に居室等を設ける場合は、3階以上の居室等から地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていることが必要とされている。
準不燃材料や難燃材料では基準を満たしていない。

2 人員基準関係

(1) 施設長資格について

条例第6条等の規定により、特別養護老人ホームの施設長は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならないとされている。

この「これらと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、施設長資格認定講習会の課程を終了した者を指すこととされており（昭和53年2月20日社庶第13号社会局長・児童家庭局長通知「社会福祉施設の長の資格要件について」参照）、施設長資格認定講習会受講中の者は、認められない。

(2) ユニットケアリーダー研修受講者の配置について

ユニット型特別養護老人ホームにおいては、ユニットケアリーダー研修を受講した職員を各施設に2名以上（2ユニット以下の施設の場合は、1名以上）配置することとされている（平成12年3月17日老発第214号老発第214号厚生省老人保健局長通知「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」参照）。

3 その他

(1) 設置認可スケジュールについて

特別養護老人ホームの設置認可申請に当たっては、老人福祉法施行規則第3条第2項第1号の規定により、土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類の添付が必要とされており、建物に関しては保存登記後の登記事項証明書を求めている。

(2) 極端対象施設の目的外使用について

補助金により整備した施設については、知事等の承認を得ずに目的外に使用してはならないとされている。

補助金により特別養護老人ホームを整備した後に、その一部を他の目的（デイサービスセンター、居宅介護支援事業所等）に使用する場合は、たとえその部分が条例により必要とされている設備以外の部分（多目的室等）であったとしても、当該部分が補助対象面積とされている場合は、目的外使用に当たり、財産処分の手続きが必要となり、場合によっては補助金の一部返還の対象となる可能性がある。

したがって、特別養護老人ホームの整備に当たり、その一部を他の用途に使用する計画がある場合は、当該部分は補助対象面積から外す等の対応が望ましい場合がある。

・出典：平成27年度老人福祉施設の整備に係る説明会資料（千葉県主催）